

平成 26 年 6 月 25 日

独立行政法人労働者健康福祉機構

理事長 武谷 雄二 殿

独立行政法人労働者健康福祉機構

監事 高野 光裕



監事 藤川 裕紀子



独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 38 条第 2 項
の規定に基づく財務諸表及び決算報告書に関する監事意見書

独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 19 条第 4 項の規定に基づき、独立行政法人労働者健康福祉機構（以下「機構」という。）の平成 25 事業年度財務諸表（貸借対照表、損益計算書、損失の処理に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及び附属明細書）及び決算報告書について監査した。

同法第 38 条第 2 項の規定に基づく監事の意見は、下記のとおりである。

記

1. 平成 25 事業年度の財務諸表（貸借対照表、損益計算書、損失の処理に関する書類（案）、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書及び附属明細書）は、関係法令、機構の業務方法書及びその他の諸規程等に従い、機構の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況を適正に表示しているものと認める。
2. 決算報告書は、予算の区分に従い決算の状況を正しく示しているものと認める。
3. 会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は、相当であると認める。

以上